

令和3年1月12日

会員各位

一般社団法人東京都トラック協会
会長 浅井 隆

緊急事態宣言の発令に伴う協会本部の対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜っておりますことに厚く御礼申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながらも、エッセンシャルワーカーとして国民生活と産業活動を支えるため、日々ご尽力されている会員の皆様に心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県を対象とする緊急事態宣言が1月7日付で政府から発令されました。

これを受けまして、協会本部では、業務を継続して会員サービスの維持を図りつつ、会員の皆様及び協会役職員の感染拡大防止を徹底するため、下記のとおり対応することといたします。

1. 役職員の時差出勤・短縮勤務の実施

出勤・退勤時における感染リスクを軽減するため、1月12日（火）から2月5日（金）までの間、協会役職員を2班に分け、時差出勤・短縮勤務体制（第1班：9:00～16:00／第2班：10:30～17:35）で業務を行います。

なお、協会本部の業務時間（平日9:00～17:35）については、変更ありません。

2. 会議・研修会等の開催可否・開催方法の検討

緊急事態宣言の発令期間である2月7日（日）までの間に開催を予定している会議・研修会等については、中止・延期を含め、開催の可否を再検討します。

予定通り開催する場合であっても、会場に収容する人数を定員の概ね50%以内とし、人と人との間に十分な間隔を設けてソーシャルディスタンスを確保するほか、テレビ会議システムを用いるなどの感染予防対策を徹底します。

なお、今後、政府や東京都などから新たな発表や要請があった場合には、上記の対応を変更する場合があります。

このほか、協会本部におきましては、手指の消毒・マスク着用の励行に加え、サーモグラフィーによる来館者の検温の実施やデスクパーテーションの設置、館内の清掃・消毒作業の強化など、感染拡大防止に引き続き努めるとともに、協会ホームページや東京都トラック時報を通じて新型コロナウイルス感染症に関する各種情報を発信し、会員の皆様の安全確保と経営安定化を図ってまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

<本件についてのお問い合わせ先>

一般社団法人東京都トラック協会 総務部 担当：井上

電話：03-3359-6252 F A X：03-3359-4695 E-mail：inoue@tta.ne.jp